

大刀洗町告示第25号

令和3年第12回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年5月27日

大刀洗町長 中山 哲志

- 1 期 日 令和3年6月11日
 - 2 場 所 大刀洗町議会議場
-

○開会日に応招した議員

森田 勝典

隠塚 春子

平田 康雄

野瀬 繁隆

黒木 徳勝

平山 賢治

東 義一

古賀 世章

松熊武比古

高橋 直也

安丸眞一郎

○応招しなかった議員

議事日程 (第1号)

令和3年6月11日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

④報告第1号 令和2年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑤報告第2号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑥報告第3号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑦報告第4号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

⑧報告第5号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 承認第2号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算 (第1号) の専決処分の承認を
求めることについて

日程第5 承認第3号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第1号) の専決処
分の承認を求めることについて

日程第6 承認第4号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について

日程第7 議案第18号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

日程第8 議案第19号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第20号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算 (第2号) について

日程第10 議案第21号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

④報告第1号 令和2年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑤報告第2号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑥報告第3号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑦報告第4号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

⑧報告第5号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 承認第2号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を
求めることについて

日程第5 承認第3号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処
分の承認を求めることについて

日程第6 承認第4号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について

日程第7 議案第18号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

日程第8 議案第19号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第20号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について

日程第10 議案第21号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

出席議員（11名）

1番 森田 勝典	2番 隠塚 春子
3番 平田 康雄	4番 野瀬 繁隆
5番 黒木 徳勝	7番 平山 賢治
8番 東 義一	9番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	倉鍵 君明	総務課長 ……………	重松 俊一
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	平田 栄一
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	佐々木大輔
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	松元 治美
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	矢野 智行
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	矢永 孝治
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	堀内 智史
監査委員 ……………	村山真知子		

開会 開議午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） 改めまして、おはようございます。現在の出席議員は11人です。ただいまから、令和3年第12回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

なお、議会広報委員会より、議場での写真撮影の申請がありましたので、許可しております。御了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、5番、黒木徳勝議員、7番、平山賢治議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員長長の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木徳勝委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長長の黒木徳勝です。

令和3年第12回大刀洗町議会定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告申し上げます。

委員会は、令和3年6月4日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。安丸議長及び執行者側から重松総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

協議の結果、本定例会会期は、令和3年6月11日から6月18日の8日間と決定しました。

会期日程については、6月11日、本日においては本会議を行いまして、議案審議を頂きます。そして、全員協議会といたします。

6月12日、13日、14日は休会といたします。

6月15日は、本会議を行いまして、一般質問を行います。

16日は休会といたします。

6月17日については、全員協議会を行いまして、自由討議を行います。

18日については、本会議を行いまして、議案審議をいたします。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますようお願いし、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月18日までの8日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月18日までの8日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

まず、陳情の報告を行います。これまでに2件の陳情書の提出がありましたが、配付のみの取扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和3年2月末日分、3月末日分、4月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、建設経済委員会、松熊武比古委員長、登壇して報告願います。松熊武比古委員長。

○建設経済委員長（松熊武比古） 閉会中の建設経済委員会の報告をただいまより行います。

委員長を仰せつかっております松熊武比古と申します。よろしく願います。

日時が、令和3年4月26日9時に役場を出発し、江川ダムそれから小石原川ダムという順序で行ってまいりました。出席者は、建設経済委員及び議長を含む全議員で出席していただいております。それから、議会事務局から2名、また行政側からは建設課長、産業課長及び職員が参加ということで行ってまいりました。

視察先は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理事務所。研修内容については、小石原川ダムの役割、効果、放流の仕組み、小石原川ダムの現地見学ということで行ってまいりました。

ダムの概要について報告いたします。

小石原川ダムは、総貯水容量4,000万トンで、堤の高さが139メートル、ダム型式はロックフィルダム構造で、これは寺内ダムと同じ構造ということです。このロックフィルダム構造では、日本でも一、二を争うようなダムとなっております。

ダムの役割、目的については、小石原川沿線地域の洪水被害の軽減として150年に一度の確

率で発生するような洪水を調整して、410万トンを貯留することが可能であり、小石原川沿線地域の洪水被害を低減する役割を担っております。福岡県南地域への水道用水の供給として、新たに5万6,160トン/日の取水が可能になっております。

異常渇水時の緊急水の補給として、異常渇水時の容量として1,870万トンを貯留、備蓄し、筑後川流域や福岡都市圏に補給が可能となることです。

流水の正常な機能維持として、適正な水利用や河川環境を保全することなどのダムの目的、役割についての説明、また佐田川から小石原川への導水路建設により水の効率的な運用は可能となることなどの説明を併せて受けました。

その後、ダム本体及び洪水吐き、取水設備、利水放流設備等の現場視察を行い、視察研修を終えました。

以上で、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。広報委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、大刀洗議会だよりの編集及び発行について。

170号は、6回の会議を開き、作業日も挟みながら、編集、校正を行いました。4月23日に発行しております。

行政各位には、お忙しい中に原稿の確認、添削など御協力頂き、感謝申し上げます。なかなか計画どおりに編集作業が進まず、御迷惑をおかけしております。

次号、171号の発行につきましては、去る6月9日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。7月16日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。

フェイスブックページは、閉会中11件の記事を更新しております。内容は、本会議に関すること、委員会活動に関すること、議会モニターさんとの懇談に関すること、その他であります。

3、その他議会の広報に関する活動。

6月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしたところであります。

また、議会報告会案内チラシ及び延期のチラシも5月に作成し、回覧していただいております。以上で委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、報告第1号令和2年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号株式会社たちあらいの経営状況の報告について、報告第3号大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について、報告第4号大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告に

ついて、報告第5号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上5件につきましては、それぞれ報告書の提出がありましたので、お手元に配付をいたしております。

なお、報告書の内容につきましては、本日の本会議散会后、全員協議会を開き、説明を願うことにいたしております。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長(中山 哲志) 皆さん、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和3年第12回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

福岡県を含む9都道府県に出されていまして新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が今月20日まで延長されたことに伴い、町の社会教育施設や社会体育施設の利用制限の期間も延長しています。町民の皆様には御不便をおかけしますが、御理解をお願い申し上げます。

現在、福岡県では新規陽性者数は減少傾向にありますが、依然として医療提供体制が非常に厳しい状況となっています。大刀洗町でも福岡県からこれまでに78名の新規陽性者発生の連絡があり、今月はこれまでのところ新規陽性者の連絡はありませんが、4月は11名、5月は39名とゴールデンウィークの前後で感染が拡大をしています。町民の皆様には、改めてマスクの着用、せきエチケットの遵守、手洗いの徹底や3密の回避などの感染予防に努めていただきますとともに、不要不急の外出を自粛頂きますよう、お願いいたします。あわせて、感染された方の人権尊重と個人情報の保護に十分な御配慮をお願い申し上げます。

大刀洗町では、先月7日から感染すると重症化しやすい75歳以上の皆様からワクチンの優先接種を開始し、先月31日から70歳から74歳の皆様に、今月7日から65歳から69歳の皆様に接種券を郵送しています。もうしばらくの辛抱です。私たち一人一人の行動が大きな力となります。皆様の大切な人の命と健康を守るために、御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、気象庁は、平年より20日、昨年よりも27日も早く、先月15日に九州北部地方が梅雨入りし、九州北部地方の向こう3か月の降水量は、湿った空気や前線の影響を受けやすい時期があるため、平年並みか多いと発表しています。近年は異常気象の影響か、局地的な集中豪雨等による災害が日本各地を襲っており、本町でも昨年まで4年連続で大雨被害が生じています。このため、大刀洗町では、今月2日に小石原川左岸の7行政区に対し、水害に対する避難指示等の説明会を開催したところであり、今後とも住民の皆様の安全、安心の確保のため、より一層の防災力向上に努めてまいります。

さて、昨年につき、先月10日から町内巡回バスの試行運転を開始いたしました。今回の試行では、町内全域を対象とした予約制の乗り合いバスを水曜日に、時刻表型の巡回バスをそれ以外の平日に運行し、大堰、本郷校区を走る「たっくん号」と大刀洗、菊池校区を走る「あっちゃん号」を役場で乗換えができるようにしています。議員各位をはじめ、町民の皆様にはぜひ巡回バスを御利用頂き、本格運行に向け御意見を頂ければと思っています。

さて、今議会には、コロナ禍を踏まえ、子育て世帯生活支援特別給付金や商工会のプレミアム付き商品券の発行と待機児童を解消するための新設保育園の整備などに必要な経費を計上した一般会計補正予算など補正予算2件、一般会計繰越明許費繰越計算書など報告が5件、専決処分の承認3件、条例の制定2件を提案いたしております。いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議頂きまして、最後には御承認頂きますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。これで、諸報告を終わります。

日程第4 承認第2号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、承認第2号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課、重松でございます。それでは、議案の提案理由及び内容について御説明いたします。

承認第2号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

令和3年6月11日提出。大刀洗町長、中山哲志。

専決処分の理由としましては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保並びに下水道事業特別会計繰出金の款項目及び事業費の補正を行う必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたものでございます。

では、内容を御説明します。

2枚めくっていただいて、大刀洗町一般会計補正予算書（第1号）をご覧ください。さらに

1枚めくってください。

専決第4号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の補正です。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ628万を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億260万5,000円とする。

令和3年4月28日専決。大刀洗町長、中山哲志でございます。

では、内容について御説明いたしますので、6ページをご覧ください。予算書6ページです。

まず、歳出について御説明いたします。

4款1項12目新型コロナウイルスワクチン接種事業、補正額80万、3節の職員手当、これは5月分の時間外勤務手当80万円を計上しております。

5款1項13目農業集落排水事業、補正額1,591万1,000円、27節の繰出金です。これは、下水道事業特別会計繰出金として計上しております。

7款3項2目公共下水道費、補正額2,299万1,000円の減、これは繰出金の減ということで、下水道事業特別会計繰出金で減をしております。

説明としましては、下水道事業特別会計への繰出金が、まず公共下水道費を削除して農業集落排水事業に切り替えたという点と、もう一つ、この1,500万と2,200万で約700万ほどの差がございます。この理由につきましては、陣屋川に架かっております中学校の横の猪本橋の架け替え工事において、下水道管の付け替え工事費を令和3年度に計上してございましたけども、本年4月、県より連絡があり、来年、令和4年度に工事をするという旨の連絡がありましたので、令和3年度でこの700万を削除し、来年度に計上する予定にしたということでの減額でございます。

次、5ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

14款2項3目衛生費国庫補助金、補正額80万、これは先ほど申し上げました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として、職員の時間外勤務手当全額出るということになっております。

次に、18款1項1目基金繰入金、補正額708万、これは先ほど申し上げました700万の減額した分の繰入金の減でございます。

最初に戻っていただいて、1枚めくってください。専決処分書でございます。

令和3年4月28日に専決処分をさせていただいております。

以上で、議案の提案理由及び内容の説明を終わります。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第5. 承認第3号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決
処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、承認第3号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 建設課、棚町でございます。それでは提案いたします。

承認第3号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

提出日、令和3年6月11日。大刀洗町長、中山哲志。

専決処分の理由としましては、佐田川橋下水道管路移設実施設計業務委託は、令和3年度当初予算において、農業集落排水事業の大堰地区に計上すべきものを公共下水道事業に計上しておりました。

本業務委託は、資料収集、現地調査、設計以外に河川占用申請に係る国との協議や佐田川橋架け替え事業とのすり合わせ等に必要な資料作成も含まれるため、長期の契約期間が見込まれるものです。予算措置を行い、年度内完了に向けて、令和3年5月に入札を行うには議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、専決処分をしたものでございます。

それでは、1枚おめくりください。もう1枚おめくりください。

下水道事業特別会計補正予算書（第1号）の裏面をお願いいたします。

説明いたします。

専決第5号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,478万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月28日専決。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、初めに歳出予算から説明いたします。

議案書の6ページをお開きください。

1款1項2目大堰処理施設管理費12節委託料で1,591万1,000円の追加でございます。これは、佐田川橋下水道管路移設実施設計業務委託料の組替え増でございます。

2款1項2目公共下水道整備費12節委託料で1,591万1,000円の減でございます。これは、佐田川橋下水道管路移設実施設計業務委託料の組替え減でございます。

次に、5ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

4款1項1目1節の一般会計繰入金としまして、公共下水道分を1,591万1,000円減額し、農業集落排水分を1,591万1,000円増額計上をしております。

以上で、説明を終わります。

以上で、承認第3号の専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第6 承認第4号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、承認第4号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） 税務課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、承認第4号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年6月11日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布され、大刀洗町税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるもの

でございます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。

令和3年4月1日付で大刀洗町税条例の一部を改正する条例を専決処分しております。

議案書10ページからをご覧ください。

新旧対照表になります。右側が旧で左側が新、改正後になります。

主な改正点につきまして、御説明させていただきます。

10ページの第24条第2項、それから11ページの第36条の3の3第1項、飛びまして14ページ、附則第5条第1項につきましては、町民税の非課税等に係る扶養親族について取扱いが見直されることとなりまして、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとされたものでございます。

11ページをご覧ください。

11ページの第36条の3の2第4項、次に12ページ、第36条の3の3第4項、次に13ページ、第53条の9第3項及び第4項の改正につきましては、申告書を電磁的方法により提出するに当たり、一定の要件を満たす場合には税務署長の承認を得ることを廃止するものでございます。

次に、13ページでございます。下のほう、第81条の4の改正につきましては、軽自動車税の環境性能割につきまして、新たに読み替え規定を追加するものでございます。これによりまして、環境性能割の税率について対象が見直されるということになります。

次に、15ページをご覧ください。

附則第6条の改正でございます。こちらは、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を令和4年度までであったものを令和9年度まで延長する規定でございます。

同じく15ページでございます。附則第10条の2、こちらの改正につきましては、法律、上位法の改正によりまして項番号にずれが生じるための改正でございます。

次に、18ページをご覧ください。

18ページ、附則第10条の5の改正につきましては、平成30年7月豪雨に係る固定資産の特例適用について、その申告等について新たに規定を定めるものでございます。

次に、飛びまして21ページをご覧ください。

附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、ちょっと飛びまして24ページになります。附則第13条の改正でございますけれども、こちらは宅地、農地に対して課税する固定資産税の特例に関しまして、令和5年度まで延長する規定でございます。

次に、25ページをご覧ください。

25ページ、附則第15条の2につきましては、法律の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割

の臨時的軽減期間を9か月間延長するものでございまして、地方税法第451条第1項第1号に規定する3輪以上の軽自動車、これは自家用のものに限ります。こちらが、環境性能に適合したものについては軽自動車税の環境性能割を課さないという規定でございます。

次に、次のページ26ページでございます。

附則第16条の改正でございます。こちらにつきましては、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に登録された軽自動車につきまして、令和2年度に限り適用されておりました種別割の特例に関する規定を削除するものでございます。

また、あわせて当該特例を令和5年度まで2年間延長する規定を新たに追加するものでございます。追加のほうは、第6項からが追加となります。

続きまして、29ページ、附則第26条第2項についてでございます。住宅借入金等特別税額控除について、納税者が前年度分の所得税について、新型コロナウイルス感染症特例法の規定の適用を受けた場合におきまして、その期間を2年間延長するものでございます。

次に、31ページでございます。

第2条関係でございますが、こちらの改正につきましては、法律の改正により参照する条、項等にずれが生じたため、改正をしておるものでございます。

では、議案書7ページをご覧ください。

附則でございます。第1条、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとしておりまして、施行期日を第1条で定めております。

第2条におきまして、町民税に関する経過措置、第3条におきまして、固定資産税に関する経過措置、第4条におきまして、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上、簡単でございますけれども説明に代えさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7. 議案第18号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第18号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） では、議案第18号について、提案理由及び内容について御説明いたします。

議案第18号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月11日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由としましては、選挙関連特別職及び産業医の報酬等について条文に明示するため、当該条例の一部を改正する必要があるものでございます。

では、内容について御説明いたします。

2ページをご覧ください。

新旧対照表です。右側が旧、左側が新で記載をしております。

まず、旧のこの水防協議会委員と教育支援委員会委員、この間に、左側の新を見ていただくと、まず選挙長、開票管理者、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、選挙立会人、開票立会人、投票立会人、期日前投票所の投票立会人、産業医を追加で記入をしております。

1ページに戻ってください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由及び内容の説明を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第8. 議案第19号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第19号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） おはようございます。住民課の矢永でございます。よろしくお願いいたします。

議案第19号の提案理由、内容説明を行います。

議案第19号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月11日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由につきましては、上位法である行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律が改正され、地方公共団体システム機構へ個人番号カードの発行に係る手数料の徴収事務が明確化されたことに伴いまして、関係規定の整備を図るため、当該条例の一部を改正する必要があるためでございます。

それでは、新旧対照表により説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

左、旧の表、別表第2中の法令に基づく事務に係る手数料、(12)の通知カード再発行手数料と、次の10ページをお願いします。10ページの(12)の2、個人番号カード再発行手数料の法令改正により不要となった2つの手数料を別表から削除いたしまして、その下の(13)を(12)としまして、以下1項ずつ番号を繰り上げて改正しております。

8ページにお戻りください。

附則でございますが、この改正条例は令和3年9月1日から施行するものです。

以上、簡単ですけど説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9 議案第20号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第2号)について

○議長(安丸眞一郎) 日程第9、議案第20号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長(重松 俊一) それでは、議案第20号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由及び内容について御説明いたします。

では、お手元、議案書を1枚めくってください。

議案第20号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,054万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,315万1,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月11日提出。大刀洗町長、中山哲志。

では、内容について御説明いたします。

議案書7ページをご覧ください。

歳出につきまして、主要な項目を御説明いたします。

3款2項1目児童福祉総務費の補正額8,504万5,000円、18節の負担金・補助金及び交付金として、保育所等整備事業費補助金、これは新設保育園への補助金でございます。

5目子育て世帯生活支援特別給付金支援支給事業、これは令和3年度の事業でございます、補正額2,363万3,000円。主なものとしましては、まず1節の報酬として、会計年度任用職員の雇用ということで137万5,000円を計上しております。

次、8ページをご覧ください。

12節委託費、システム開発委託料として73万3,000円と18節負担金・補助金及び交付金として2,000万、これは低所得子育て世帯生活支援給付金として、児童1人当たり5万円の400件で2,000万を計上しております。

4款1項4目公害防止対策費、補正額40万、12節の委託料として、これは空き家等の相続人等調査業務委託料として、空き家の相続人調査を司法書士に委託する分の費用を計上しております。

9目診療所費、補正額122万3,000円、14節の工事請負費です。内容は、診療所の電気設備老朽更新工事でございます。

12目新型コロナウイルスワクチン接種事業費、補正額420万、3節の職員手当として420万を計上しております。この分は、5月は専決処分で専決させていただきまして、6月から12月の間の7か月分の職員の時間外勤務手当の費用を計上させていただいております。

次、9ページをご覧ください。

6款1項1目商工業振興費、補正額580万、これは18節負担金・補助金及び交付金として580万。内容は、商工会プレミアム付き商品券発行補助です。当初は、発行額6,000万円のプレミアム率10%でございましたけども、これを変更しまして、発行額を1億円、プレミアム率を20%に変更しております。それに伴いまして、当初420万円の補助金を計上しておりましたけども、さらに追加で580万、合計1,000万の補助でございます。

7款3項2目公共下水道費、補正額400万。これは、繰出金として下水道事業特別会計繰出金へ400万計上しております。

次、10ページをご覧ください。

9款2項1目一般管理費、補正額30万。これは、小学校への30万です。備品購入です。

次の9款3項1目一般管理費、中学校費の10万円。これ内容は同じでございます、小学校で30万、中学校で10万。小中学校の給食時の牛乳パックを従来は燃えるごみとして出しておりましたけども、サンポートより指摘がありまして、資源ごみで出すようにという指示がありました。そこで、学校として、牛乳パックを水洗いして乾かして干す必要があるために、この給食用棚等の購入ということで、小学校で30万、中学校で10万を計上させていただいております。

9款5項7目ドリームセンター費、補正額57万9,000円。主なものとしましては、12節の委託料として、冷暖房機器保守委託料56万7,000円。これは、すいませんけど、当初予算の記入漏れでございましたので、計上させていただいております。

13目文化財発掘受託調査費、補正額460万。内容的には、主なものとして、報酬、これは会計年度任用職員の報酬として266万、あと13節の使用料、賃借料として、バックホー等の借上げで108万9,000円。内容としましては、今度新設予定の保育園がございまして、その建築予定地を文化財のほうで試掘をしたところ文化財が出てきたために、今回の発掘調査費460万円を計上したものでございます。

次、5ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。5ページ。

14款2項2目民生費国庫補助金、補正額9,884万1,000円。主なものとしましては、まず2節の児童福祉費補助金として7,520万8,000円、これは先ほどの保育所等の整備交付金でございます。

次に、6節子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金として、まず子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金（その他の世帯）として2,000万。次に、子育て世帯生活支援特別給付金事業事務費補助金として327万4,000円を計上しております。

3目衛生費国庫補助金、補正額420万。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として、職員の時間外勤務手当の分で420万の計上です。

18款1項1目基金繰入金、補正額1,686万。これは、まず2節公共施設整備基金繰入金として122万3,000円と、4節ふるさと応援基金繰入金として1,563万7,000円を計上しております。

次、6ページをご覧ください。

19款1項1目繰越金、補正額564万2,000円。これは、前年度繰越金です。

20款4項1目埋蔵文化財受託調査費、補正額460万。これは、埋蔵文化財受託調査費、歳入ということで460万を計上しております。

以上で、説明を終わります。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。

10ページの支出関係の10ページの7目のドリームセンター費、委託費関係で、先ほど総務課長のほうから説明を受けたんですが、冷暖房機器保守委託料、これ当初予算の提出漏れという形で総務課長から説明を受けたんですけど、やはりもう冷房関係は今からぜひとも必要な機器ですので、やはり当初漏れがないようにやっぱり十分チェックをして、当初予算に計上していただき

たいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） これは、答弁は要りますか。

○議員（8番 東 義一） 結構です。

○議長（安丸眞一郎） ほかほございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで、1日目の質疑を終わります。

**日程第10. 議案第21号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて**

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第21号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） それでは、議案第21号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の内容を御説明させていただきます。

議案書を1枚おめくりください。

議案第21号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,878万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月11日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、初めに歳出予算から説明いたします。

議案書の6ページをお開きください。

2款1項2目公共下水道整備費14節工事請負費で400万円の追加でございます。これは、県道塔ノ瀬十文字小郡線、人孔、マンホール8か所、県道鳥栖朝倉線、人孔8か所、計16か所。久留米県土整備事務所より舗装補修工事に伴い占用している人孔の調整を行う補修工事費用として400万円です。

次に、5ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

4款1項1目1節の一般会計繰入金としまして、400万円を計上しております。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎）　1日目は質疑なしと認めます。

○議長（安丸眞一郎）　以上で、本日の議事は全部終了しました。本日は、これで散会します。

散会　午前10時03分
